

高齢労働者の労災に対する社会的関心が高まりつつある昨今。本号では、現場で労災被害にあった時の注意点と、実際に労災にあわれた方の体験談をご紹介します。
センターでは、労災にあわれた方の為に休業補償給付の立替貸付も行っていきます。詳細はセンター窓口までご相談ください。

慣れた作業でも油断禁物 ベテランほど注意を

高齢労働者の労災増加中



令和8年4月から、労働安全衛生法の改正により、高齢労働者の労働災害を防ぐ対策を講じることが、企業の努力義務として新たに位置づけられ、身体機能の変化を踏まえた安全対策や作業環境の見直しに取り組むことが求められます。

一つとした動きの背景には、日本の労働市場の高齢化があります。労災認定を受けた労働者のうち、3割以上が60歳以上の高齢者となっており、年齢とともに転倒や腰痛などの事故リスクが高まるのが課題です。

経験豊富なベテラン作業員が現場を支えている一方、慣れた作業の中に思わぬ危険が潜んでいることもあります。日頃の安全確認や無理をしない作業を心がけるなど、現場で働く一人ひとりが改めて労働災害の防止を考えることが求められています。

相談者の体験談



(現場イメージ)

相談者 A さん(66歳) 【ケガの状況】

右親指開放骨折・人差し指捻挫・右足中指骨折・右足甲骨折

奈良県の町家の解体工事現場で作業していたときのことです。気づかないうちに重機の作業範囲に入ってしまった。重機が壊した壁の崩落に巻き込まれました。

最初は骨折した足の痛みばかりに気を取られていて、他のケガには気づきませんでした。しかし、はめていた手袋を外してみると、親指の先がちぎれかけてぶら下がっている状態でした。

幸い、現場の近くの病院ですぐに手術を受け、指は接着することができました。ただ、しばらくは仕事どころではなく、生活も大きく変わってしまいました。

【伝えたいこと】

今回の事故は、自分や重機の作業中、周囲の労働者など、普段の慣れた作業の中で起きてしまったものでした。もし誰かが気づいていれば、「危なかった」で終わっていた可能性もあります。

だからこそ、現場にいる全員が自分も当事者だという意識を持ち、常に注意して作業することが大切だと感じました。

4月からは黄色のカードやで!!



もし現場でケガしたら・・・?



作業中にけがをした場合、その場では軽い捻挫と以为ていても、後から骨折と分かることもあります。労災認定では、いつ・どこで・どのように事故が起きたのかといった状況が重要になります。

そのため、けがが軽いと感じても現場の責任者に早めに報告し、事故の状況や責任者の名前などを記録しておくことが大切です。

なるべく早く病院へ!

仕事中や通勤中のけがは、多くの場合労働災害になります。責任者へ報告したうえで、できるだけ早く病院で治療を受けることが大切です。

また、労災で治療を受けるには事業所の現認書(様式5号)が必要になるため、責任者への報告は必ず行いましょう。

転院の際はご注意ください!

労災で通院している病院を変える場合は、事業主から転院書(様式6号)を発行してもらう必要があります。

特に大阪以外の現場でけがをして現地の病院に通った場合などは、転院する際に必ず事業主から転院書を受け取るようにしましょう。

速報

4月1日からの特掃参加人数は・・・ **608名** です。

森先生の
詰め将棋
(二手詰)
持駒金

9	8	7	6	5	4	3	2	1
					飛	王		
					馬			

答えは裏面に掲載

2月の地域求人数 (速報値)	対前月増減比	対前年同月増減比	
現金(日払い)	11,217	-3.0%	-6.8%
契約(延べ数)	10,522	9.7%	-13.8%
高齢者清掃ほか	4,364	-2.8%	-0.9%

求人情報

年度末と呼ばれる時期に突入した。ミラノ・コルティナ冬季五輪も閉幕し、気温も徐々に上昇し、春を感じるようになる。建設業における労働災害による死亡者数は、全産業の約3割を占めている。特に「墜落・転落」によるものが多くを占めているようだ。窓口でも「現場で転倒しそうになり、怖かった」との声も聞いた。

建設業労働災害防止協会では、完工時期を迎える工事の増加や、さまざまな作業が重なるこの年度末を、建設業年度末労働災害防止強調月間として、注意を促し、無事故・無災害で新年度を迎えていただくための周知を図っている。

センターで3月3日に実施した事業所座談会では、「FIFOやセンターナビでの求人掲載方法や労働災害後の手続きサポートについて講演し、啓発を図った。

季節の変わり目は体調を崩しやすい時期である。万が一、現場で体調を崩した際や、負傷した際は、すぐに現場責任者等に伝え、病院で受診することが大切だ。



カマヤん あひら



免許はなくてもドライバー ～ 4月から自転車のルールが変わります！～

4月1日から、自転車の交通違反に対して交通反則通告制度（青切符）が導入されます。16歳以上の運転者が対象で、信号無視、一時不停止、ながらスマホなど113種類の違反が対象となり、反則金の納付が必要になります。

●青切符とは？

警察官から違反者に反則行為などが記載された「青切符」と、反則金の納付時に銀行や郵便局の窓口で持参する「納付書」が交付されます。反則金を納めることで処理が終了し、刑事手続きには移行せず、前科がつきません。

もし検挙されたら？

- ① 青切符の交付
- ② 反則金の仮納付
（反則金を納付すれば取り調べや裁判を受ける必要がなく手続き終了）
- ③ 仮納付しない場合
反則金の納付
終了

大原則を知ろう！「自転車安全利用五則」

- ① 車道が原則
歩道は例外
左側を通行
歩行者を優先
※反則金6千円
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
※反則金5千円
- ③ 夜間はライトを点灯
※反則金5千円
- ④ 飲酒運転は禁止
※5年以下の拘禁刑
又は百万円以下の罰金
- ⑤ ヘルメットを着用
（努力義務）

Q 明らかに酔っているときに乗るんがあかんのわかるけど、飲んで数時間たってるときは乗っていいん？

A. 体内のアルコール濃度にかかわらず、お酒を飲んだら乗ってはいけません。

Q 「さすべえ」とかで、自転車に傘に付けるのはええんか？

A. つけること自体は違法ではありませんが、視界が悪くなってバランスを崩しやすくなり、交通違反となる場合があります。自転車を運転できる状態を保つよう心がけましょう。※歩道は走れません。

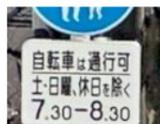
Q 歩道は走ったらあかんの？

A. 自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは、歩道を通行することができます。

① 道路標識・道路標示で歩道を通行することができるとされているとき

② 13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき

③ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき



Q 反則金を払えなかったらどうなる？

A. 分割払いは出来ませんが、一括で支払えない場合でも、すぐに逮捕されるわけではありませんが、放置すると刑事手続きに進む可能性があります。期限内の納付をお願いします。

Q 反則金を払えなかったらどうなる？

A. 分割払いはできるん？

で自転車を運転することが禁止されています（法第65条第1項）。

自転車はとても便利で、毎日の生活に身近な乗り物です。みんなが安全に使えるように、もう一度ルールを確認して、安心して利用できるよう心がけましょう！



走行中はスマホ厳禁！

無料結核健診



誰でも健診が受けられます

- 3月24日（火）
10:00～11:30
萩之茶屋南公園（三角公園）南側
- 4月9日（木）
13:30～15:00
萩之茶屋中公園（四角公園）
- 4月14日（火）
13:30～15:30
西成労働福祉センター

事業所座談会を開催しました！

3月3日（火）に事業所座談会を開催しました。ZOOM参加者を含む8社8名のご参加をいただきました。「新規求人LINEプッシュ通知」「センターナビ24時間求人掲載」「労災後の手続きサポート」等をテーマとし、実施しました。懇談の場面では、人材確保の仕方等の意見交換を行い、事業所からの要望も伺うことができました。



第12回 NISHINARI 就職応援フェアを開催しました！

2月25日（水）に西成労働福祉センターにて、NISHINARI 就職応援フェアを開催しました。当日は延べ26名が参加し、事業所との面談やハローワークの相談員と面談等を行いました。事業所の担当者や面接をしたことで業界のイメージがつかめ、応募された方もいました。採用され3月中に仕事はじまる方もいます。また、恒例のキャリアカウンセラーによる履歴書の書き方講座も行いました。センターでは、今後も仕事をお探しの方を多方面で応援していきます。求職相談や履歴書の作成支援はイベントがない日も行っています。お気軽にセンターでご相談ください。お待ちしております。



詰将棋の解答

▲3二金△同玉▲4二飛成まで

初手▲2三金は△1一玉で、今度は▲3三馬には△同角で詰まない。

▲3二金が正解で△1二玉なら▲2一飛成、同玉に▲4二飛成までの詰み。

環境整備紹介日	
業務内容: ゴミ収集 分別作業 駐輪対策 および 地域内の不法投棄パトロール など	
雇用期間: 朝作業班5日間 昼作業班6日間	
紹介時間: 10時20分	
60回目	3月19日(木)
61回目	3月26日(木)

*前回当せんした方のうち「休日のない連続した就労」となる就労先は希望できません。
*3月26日紹介分は2日の就労のみとなります。

住まいの相談会

3月19日(木)

10:00～11:30

西成労働福祉センター 1階ロビー

住まいに関する総合相談

詳細はチラシ or 窓口へ

松下 芳嗣さん（大阪府 58歳）

たずね人

蜜の光
窓の雪
故郷の学舎に
響く歌声
遠き故郷を
想い心に届く
吾が歌声

終活の人

